

こだま新聞

第14号
平成8年12月1日
編集・印刷
児玉医院・歯科
☎0188-75-2092

集団的個別指導

すべての保険医療機関はその責務として「厚生大臣または都道府県知事の指導を受けなければならない」とされており、この指導は「(保険医が)保険診療に対する理解を深めていただくこと」を目的として懇切丁寧になされなければならないことになっています。

ところが、富山県や京都府など、各地で医療指導官の不祥事(主に贈収賄事件)が発覚し、指導方法に対して非難が集中しました。

これを受けた形で昨年(平成七年十二月)新指導大綱・新監査要綱が、厚生省から各都道府県知事あてに通知され、今年度から実施されています。



大きく変わった点は、指導される医療機関の選定方法です。昨年までは、新規に開業した医療機関や、診療報酬明細書(いわゆるレセプト)に

おいて不正な請求が疑われる医療機関などを個別指導の対象として選定されてきました。しかし、現実には「歯科技官」と呼ばれる医療指導官が個別指導に関する権限を一手に握ってしまっていることが多く、指導される医療機関との間に贈収賄が発生する原因の一つとなっていたようです。

これを避けるため、今年度からは指導医療機関の選定する機関として、都道府県の福祉保険課課長を委員長とする選定委員会が設けられました。選定委員会ではレセプトの内容の如何にかかわらず、各医療機関毎に一ヶ月、一件当たりの平均請求点を算出し、高いほうから順に約8%

にあたる医療機関を選定し集団的個別指導をおこないます。(集団的個別指導は講習会の様なものです)そのうちの約半数を個別面談という形で指導されます。

新指導大綱の中で「高点数が即悪いことではない」と明確に言っているようですが、集団指導で個別面談に選定された医療機関が、翌年も高点数を請求していると選定された場合、点数が高いという理由だけで今度は個別指導という形でさらに細かく再指導されることになっています。

これは、指導の目的が「保険診療に対する理解」から「公的医療費抑制」に移ってきたということではないでしょうか。わたしにはこの改正で厚生省が「適正な保険医療の給付を監督監査する」責任が果たせるとは思えません。



職員の声

「マル米の息子」

私には3才になる息子がおります。どういうわけか、生米がなによりも好きなのです。どんなお菓子よりも好きです。生米を食べることをいくら止めさせようとしてもダメでした。しまいには自分で「生米の歌」まで作ってしまいました。「米いっぱいね、ちようだいね。」と歌って生米のおねだりをします。

先日、夜中に歌声がして目が覚めました。息子が寝言で「生米の歌」を歌っていたのです。夢の中でも息子は生米を食べていたのでしょうか？

生米を食べている時の息子はとてもうれしそうです。粉になるほど噛んでいます。でも、私は息子が生米を食べることが良いこととは思えません。やめさせる方法を考え中です。何か良い方法があったら教えてください。(渡辺)

口腔外科

今年から医療機関の標榜とし

て「口腔外科」が認可されました。児玉医院においても十二月一日から標榜が許可されました。

終了証

今回の皆さんに終了証をお渡しすることができました。

佐野 孝之 くん
山内 早紀 さん
伊藤 志洋 くん
山内 渚左 さん
三戸 貴之 くん
渡部 凌 くん

「苦労さまでした」

歯の健康情報

月/日	時刻	FLD	内容
11/23	09:55	37ch	モンゴル人の歯
11/30	09:55	37	歯槽膿漏にくるしめられた秀吉
12/07	09:55	37	競輪選手と歯
12/14	09:55	37	8020達成者

今月の行事

- 十一月
- 二三日 休診 近代口腔科学研究会
- 三〇日 3時終了 郡市歯科医師会忘年会
- 十二月
- 七日 秋盛会忘年会
- 一〇日 北都銀行七〇周年 記念祝賀会
- 二九日〜五日 休診 年末年始